

保護者 殿

岡山県立笠岡商業高等学校

出席停止について

学校保健安全法第19条により、出席停止を指示いたします。ただし、この期間中は欠席にはなりませんので、治療に専念してください。なお、治って登校する時には、下記の治癒証明書を学校に提出してください。

《出席停止期間のめやす》

第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 痘そう・南米出血熱・ペスト・ラッサ熱 マールブルグ病・急性灰白髄炎・ジフテリア 重症性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ	治癒するまで（入院治療）
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症・コレラ 細菌性赤痢・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎。腸チフス・パラチフス その他の感染症	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

※出席停止の期間はおよその基準が定められていますが、感染のおそれがないと医師が判断した場合は登校できます。

※感染を防止するために、出席停止期間中は、外出や友人との接触は避けてください。

ギリトリセン

治癒証明書

保護者 殿

岡山県立笠岡商業高等学校

年 組 番 氏名

病 名	
出席停止期間	月 日 ～ 月 日
付 記	

上記のとおり、診断します。

令和 年 月 日

医師氏名

印